

準備書の審査書(案)

事業名		せたな大里風力発電事業(仮称)	
事業者名		電源開発株式会社	
事業実施区域		北海道久遠郡せたな町瀬棚区大里地区周辺	
事業特性	事業の内容	<風力発電所設置事業> ・風力発電所出力: 50,000kW ・風力発電機の台数: 2,300-3,300kW × 最大22基 ・ブレード枚数: 3枚 ・ハブ高さ: 79.5-80m ・ローター直径: 80-108m程度	
	工事の内容	・工事期間: 23ヶ月(休工期間3ヶ月含) ・準備工事: 3ヶ月 ・土木・基礎工事: 7ヶ月 ・据付工事: 7ヶ月 ・配電線工事: 7ヶ月 ・試運転: 4ヶ月	
地予域測 特・性評 ・価 環結 境界 保 全 措 置	大気質	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺において、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局は設置されていない。北海道内では、大気環境の状況を把握するため、昭和38年の室蘭市において測定を開始して以来、大気汚染物質の測定を行っている。平成23年度末における北海道の測定局数は一般局は80局、自排局が17局の計97局となっている。
		2. 環境保全措置	・工事関係車両については、適正な土砂積載量及び走行速度を維持し、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。 ・切土、盛土及び掘削等の土工を行う際は、適宜整地、転圧、散水等を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制する。他
		3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、大気質に係る環境影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価される。
	騒音波・音・超低周	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺が位置するせたな町は騒音規制法に基づく規制地域に指定されている。北海道で系統的に測定されている騒音には、一般環境騒音・自動車騒音・航空機騒音等がある。
		2. 環境保全措置	・風力発電機は、居住地域から可能な限り離隔して設置する。 ・工事に使用する建設機械は、可能な限り低騒音型の建設機械を使用し、低騒音となるような工法を採用する。他
		3. 予測・評価	環境保全措置を講じることによって、建設機械の稼働に伴う粉じん等、工事用車両の搬出入、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
	振動	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺が位置するせたな町は振動規制法に基づく規制地域に指定されている。
		2. 環境保全措置	・工事行程の調整により工事関係車両台数を平準化することで、建設工事の最盛期の台数を低減する。 ・工事関係車両の適正走行を徹底し、振動を低減する。他
		3. 予測・評価	予測の結果、要請限度値及び振動感覚閾値(通常、人が振動を感じ始めるレベルとされる55デシベル)を下回る。また、コンクリート打設は多い時に月に4-5日程度(原則、1基あたり1日)の予定で有り、一時的な影響にとどまる。工事用資材等の搬出入に伴う振動が周辺の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えられ、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
	水質	1. 現況	北海道で系統的に測定されている水質には、河川・湖沼・海域があり、対象事業実施区域及びその周辺においては後尻別川下流の「北檜山町北檜山簡易水取水口」で水質測定が行われている。
		2. 環境保全措置	・必要に応じてふとん簾、しがら柵を設置して降雨時における濁水の流出を低減する。 ・改変区域の周囲に土堤を設け、降雨時における濁水の流出を低減する。他
		3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、造成等の施行に伴う工事の排水が周辺水環境に及ぼす影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
風車の影(シャドウ)・リッカー)	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺の大部分は、森林、その他の農用地、荒地となっている。また風力発電機設置予定位置から最寄りの住宅等までは約500m離れている。砂礫台地(上位)、小起伏山地に位置している。また標高100-350mと起伏のある地形となっている。	
	2. 環境保全措置	・風力発電機は、住宅等から可能な限り離隔して設置する。	
	3. 予測・評価	風車の影が年間30時間以上、日30分以上かかる配慮すべき施設は、ごく狭い範囲に限定されている。また、年間30時間以上風車の影がかかる可能性が示唆された予測地点においては、住宅の周囲には高さ20mの防風林が設置されている、養護施設では風力発電機方向に比較的急な斜面があり、斜面には約20m程度の樹林帯が存在している。これらの点を考慮すると影響は極めて軽微となるものと評価する。なお、施設の稼働後、影響があると確認された場合には、必要に応じて遮光カーテン、ブラインド、植栽等を行う等の対策を講じる。	
ク(猛禽類含む)	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物について、現地調査の結果、哺乳類18種、鳥類145種、爬虫類4種、両生類4種、昆虫類1258種、魚類13種、底生動物102種である。重要な種については、哺乳類2種、鳥類26種、爬虫類選定なし、両生類1種、昆虫類15種、魚類5種、底生動物2種であった。	

（動） 動物 バード ストライ	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・工用地及び管理用道路は、既存の公道や作業道を積極的に活用することとし、アスファルト舗装など大規模な改修は極力行わない。 ・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については必要に応じ敷砂利等により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、造成時の表土を積極的に活用する等、現状の植生の早期回復に努める。他
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、造成等の施行による重要な種への一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種への影響は、現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価される。しかしながら、ブレード・タワー等への鳥類の接近、接触に関する予測においては不確実性を伴うことから、事後調査を実施する。事後調査の結果より、バードストライクといった著しい影響が生じると判断された際には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。
	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺300mにおいて確認された植物は497種であった。重要な群落について、「茂津多岬海岸地草原」は、対象事業実施区域内には確認されなかったが、その周辺300mの範囲内に一部確認された。「狩場山塊ブナ林」は、対象事業実施区域及びその周辺300mの範囲内には確認されなかった。対象事業実施区域はせたな市街の北-北東、標高100-200mの全体的になだらかな丘陵地に位置し、主に牧草地と樹林部からなっている。対象事業実施区域内の緩傾斜地には牧草地が広く分布している。緩傾斜地の他はところどころ急傾斜地や谷が存在し、そういった箇所は牧草地として利用されないこともあり、二次的広葉樹林が分布している。また、海岸近くには、エゾイタヤ海岸林や海岸断崖地植生が分布しており、砂丘植生も成立している箇所もある。
植物	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・作業ヤードとしての造成は、必要最小限にとどめる。また、風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う樹木の伐採はほとんど行わず、変更は必要最小限にとどめる。 ・変更区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。 ・重要な種の生育環境の保全を基本とするが、計画ややむを得ない場合には対象事業実施区域周辺において、移植等現在の生育地と同様な環境に移植することにより、個体群の保全を図る。移植の方法等については専門家の助言を受け、現地立ち会いのもと移植を実施する。他
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、造成等の施行による重要な種への一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種及び群落への一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種及び群落への影響は、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺には、動物の生息基盤となる環境として、樹林、草地、牧草地、水田、河川、海岸が存在する。地形は、主に丘陵地であり、その東側には馬場川が南北に流れており、西側辺縁部は海に面している。また南部辺縁部には住宅地も存在する。植生は主に牧草地となっており、そのほか、チシマザサ・ブナ群落、エゾイタヤ群落といった落葉広葉樹林、畑地、チシマザサ・クマイザサ群落といった草地などで構成された植生となっている。注目種については、上位性:オオタカ、典型性:タヌキ、特殊性:なしとなっている。
生態系	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たっては、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械を使用する。 ・必要に応じて沈砂池、ふとん籠、しごら柵を設置して降雨時における濁水の流出を低減する。他
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による地域を特徴づける生態系への一時的な影響並びに地形変化及び施設の使用に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価される。
	1. 現況	せたな町は北海道景観計画に基づく景観計画区域に指定されている。対象事業実施区域は渡島半島西海岸沿いに位置し、日本海の強風と波浪などによってくじけいせされた茂津多岬周辺の豪大な海食崖、道路沿いに広がる崖礁、海食崖の波立下海岸地形からなる。また、道南最高峰の狩場山の山麓には北限に近いブナの原生林、山頂部の高山植物群落に包まれた山岳景観を有している。檜山道立自然公園に近接する。主要な眺望点は、三本杉岩、瀬棚海岸、立象山の3点である。
景観	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩については、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を灰白色に塗装する。 ・樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化するとともに、法面等に種子吹付けを行うことで修景を図る。他
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、景観への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。
	1. 現況	対象事業実施区域はそのほとんどが牧草地であり、その開墾の歴史からみても人工的に造成された耕作地であるが、せたな町における人と自然との触れ合いの活動の場として、海水浴場・キャンプ場等の観光・レクリエーション施設がある。狩場茂津多道立自然公園、B&G海岸センター艇庫、北檜山グリーンパーク、真駒内ダム公園、真駒内さけ観察広場、せたな青少年旅行村、三本杉海水浴場が主要な人と自然との触れ合いの活動の場としてあげられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に伴う土地の改変を最小化し、人と慈善との触れ合いの活動の場に直接改変が及ばないようにする。 ・工事に伴い発生した土は、構内敷均、ヤード部の盛土、轍等の補修等に使用することで、残土の搬出を抑制し、工事関係車両台数を低減する。他
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。
	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺における平成24年度の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は、せたな町において、4,251tである。せたな町における平成23年度の産業廃棄物処理業者許可件数は、中間処理のみ業者が1件、最終処分のみ業者が0件、中間処理・最終処分業者が1件である。
廃棄物等	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・大型資機材を可能な限り工場組立とし、現地での作業量を減らすことで、梱包材等の産業廃棄物の発生量を低減する。 ・産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、適切に処理する。他
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

事後調査	<p><動物> 【バードストライクに関する調査】環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価されるが、ブレード・タワー等への接近・接触については予測の不確実性を伴うことから、事後調査を実施する。</p> <p><生態系> 【バードストライク(オオタカ)に関する調査】環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働によるオオタカ(上位性)への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと表がされるが、ブレード・タワー等への接近・接触については予測の不確実性を伴うことから、事後調査を実施する。</p>
その他特記事項	特になし。
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見	住民意見の概要及び事業者見解:平成26年9月12日開催風力部会(平成26年度第5回)資料 2-3-3参照 関係都道府県知事意見:資料 2-2-3参照 環境大臣意見:資料 2-2-4参照
審査結果	環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための意見を記載。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。